

管理 No.	P004
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:教育総務部 教育総務課
(就学係/内線:4118)

根拠区分	法律 一条例	
許認可等の名称	小学校又は中学校の変更	
処分権者	奈良市教育委員会事務局	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号)
	根拠規定条項	第8条
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	内規 (内規13項については、奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規定 (平成14年5月31日教育委員会訓令甲第3号)を定める。)
	基準規定条項	1から13項
審査基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学年途中の転居の場合(小学校1年生～4年生及び中学校1年生はその学年が終了するまで、小学校5年生・6年生及び中学校2年生・3年生は卒業まで。但し、市外転出の場合は、全ての学年においてその学年が終了するまで) 2. 調整区域・自治会分断や地理的理由等による場合 3. 自宅の新築や改装のための一時的な転居(仮住まい)の場合 4. 新築や家屋購入のため転居が確定している(原則6ヶ月先までの予定)の場合 5. 病弱・肢体不自由・発育不全等で通学に配慮すべき場合 6. 両親が共働き、またはひとり親の就労等で帰宅後監護養育者がいない場合(中学校3年生まで可) 7. 椿井小学校・三笠中学校の難聴学級入級の場合 8. いじめ等により心身の安全が脅かされる場合(指定学校変更審査会が必要と判断した場合) 9. 公共事業に伴う立ち退きの場合 10. 転校を重ねている場合(2回以上の転校歴がある場合) 11. やむを得ない事由で住民票の異動ができない場合 12. 兄弟が指定学校変更し、弟妹もその学校へ就学を希望する場合 13. その他審査会が必要と認める場合 	
標準処理期間 (経由機関の日数)	総日数 30 日程度 (注:休日は含まない。)	
本票の作成日	平成 28 年 3 月 3 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 30 年 2 月 28 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	<p>【学校教育法施行令】</p> <p>第8条</p> <p>市町村の教育委員会は、第五条第二項（第六条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。</p>